

別紙

競技会に参加する選手及び選手団役員の服装と用具に関する基準

第6回日本学生スポーツクライミング対校選手権大会における適用について

※重要

- ・文中の「都道府県」は「大学」と読み替えて解釈すること。
- ・以下の項目、及び『競技会に参加する選手,監督,競技役員の服装と用具に関する細則』に違反した場合、当該選手に警告処分（イエローカード）を下す。

【本大会にJUSCA加盟校から出場する選手（主に団体会員登録の競技者）】

- ・原則として、『競技会に参加する選手,監督,競技役員の服装と用具に関する細則』（以下、国体ユニフォーム規定と略す）に準ずる。
ただし、正装に関しては、正装を設定している学校のみ着用すること。
- ・競技用ユニフォームは、各選手の身体に適したサイズのものを着用すること。また、上衣は、Tシャツ、タンクトップ、ノースリーブ、ロングスリーブ及びポロシャツの5種類、下衣は、ロングパンツ及びハーフパンツの2種類に限定する。それ以外の形状のものは、競技用ユニフォームとして着用することを禁止する。
- ・スウェット類は、正装及び競技用ユニフォームとしての着用は禁止する。

【本大会にJUSCA未加盟校から出場する選手（主に個人会員登録の競技者）】

- ・原則として、国体ユニフォーム規定を適用しない。
- ・所属大学等を表す文字又はロゴ等が表示された競技用ユニフォームを着用することが望ましいが、その限りではない。
- ・競技用ユニフォームは、各選手の身体に適したサイズのものを着用すること。また、上衣は、Tシャツ、タンクトップ、ノースリーブ、ロングスリーブ及びポロシャツの5種類、下衣は、ロングパンツ及びハーフパンツの2種類に限定する。それ以外の形状のものは、競技用ユニフォームとして着用することを禁止する。
- ・式典には競技用ユニフォームで臨むこと。
- ・広告表示に関しては、国体ユニフォーム規定に準ずる。
- ・スウェット類は、競技用ユニフォームとしての着用は禁止する。